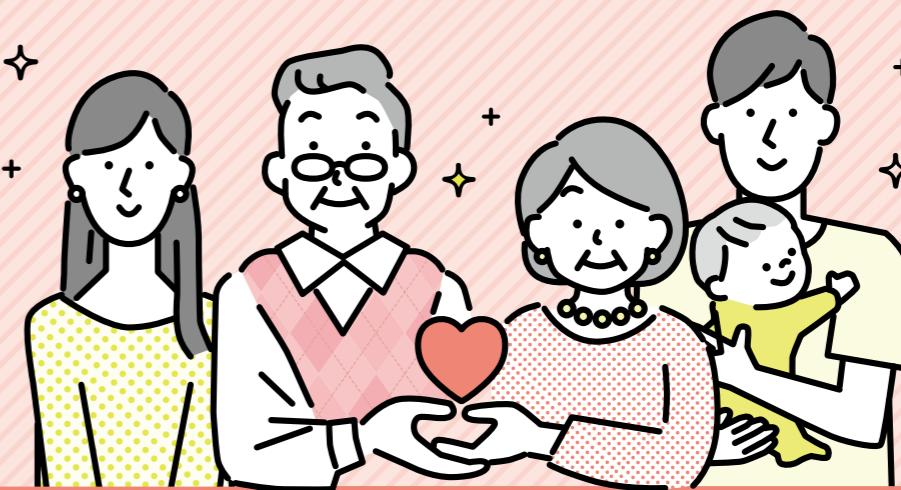


Rakuten 楽天証券

将来の不安
これで
解決！

家族信託 ハンドブック



認知症対策・財産管理・老後不安軽減

● 手数料等およびリスクの説明について

楽天証券の取扱商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合がございます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、楽天証券ホームページの「投資にかかる手数料等およびリスク」ページに記載されている内容や契約締結前交付書面等をよくお読みになり、内容について十分ご理解ください。

商号等：楽天証券株式会社／金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融

商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

Rakuten 楽天証券

INDEX

Q 家族信託はご存じですか？

- ✓ 日本の高齢化がもたらす認知症発症リスクに対し不安を抱かれている方が増えております。



- ✓ 高齢社会では老後のお金をどう管理していくのかが問題視されています。

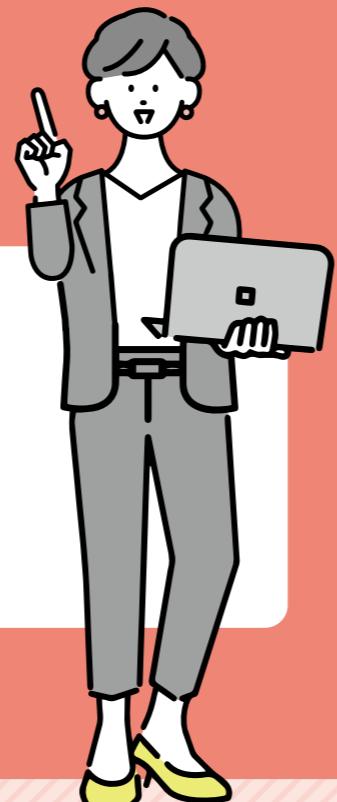


- ✓ 将来のお金の不安を解消するためにも“家族信託”的ニーズが高まっております。



CHECK

これを機に一緒に
家族信託について学んで
みませんか？



※「家族信託」は、一般社団法人 家族信託普及協会の登録商標です。

01

家族信託とは
(P3 - P6)

02

楽天証券の家族信託
(P7 - P10)

03

お手続きの流れ
(P11 - P12)

04

サービス概要
(P13)

05

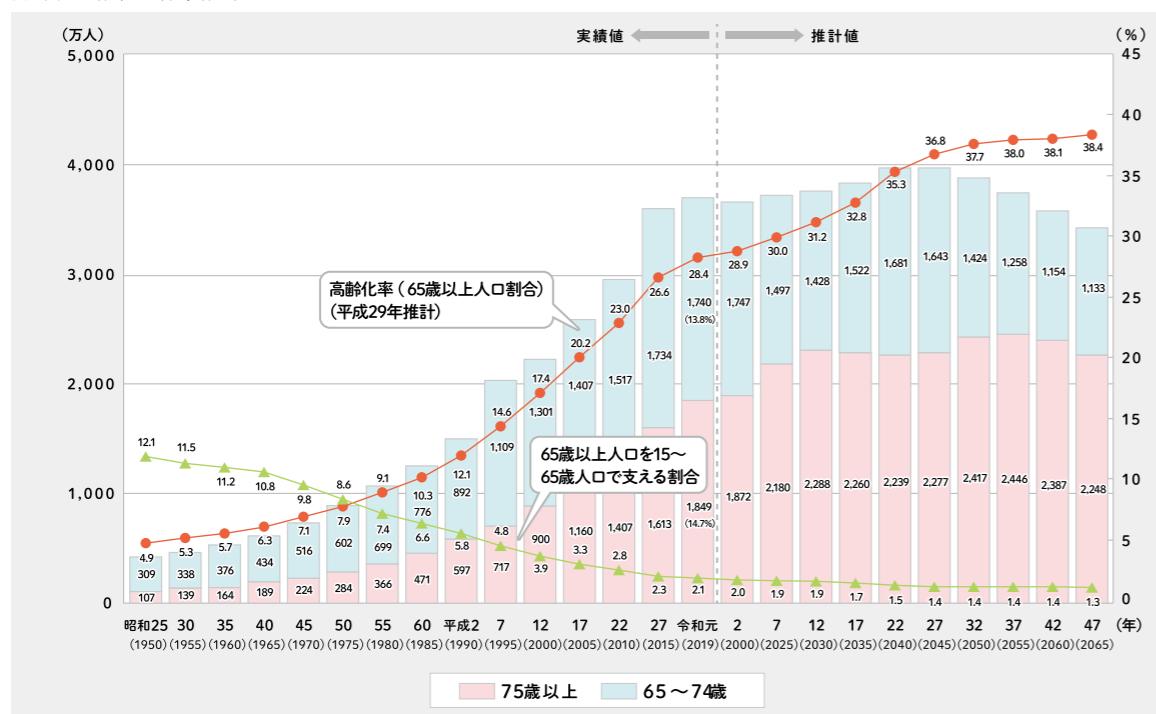
よくある質問
(P14)

01. 家族信託とは

人生100年時代

日本人の平均年齢は年々伸びており、“人生100年時代”という言葉を多く耳にするようになりました。2020年時点での総人口に占める65歳以上の方の割合は28.8%であり、これは世界で最も高い割合です。人生100年時代に備え、今私たちは何を考えるべきでしょうか。

高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」(令和元年10月1日確定値)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(注1)2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

(注2)沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3)将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

内閣府 令和2年高齢社会白書『高齢化の推移と将来推計』を加工して作成(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1.html)



増える認知症のリスク

歳をとるにつれ大きくなるのが健康への不安。生涯ずっと健康に過ごしたいですが、いつ何が起こるかは分からないもの。中でも認知症は、65歳以上の方の5人に1人が発症するともいわれ、不安が大きいとされています(2022年時点)。以下のグラフでは、国内の認知症有病者の保有資産の推移を表しています。人生100年時代が到来し、高齢化が進む中、日本の個人金融資産のうち高齢者が保有する資産の割合が年々高くなっています。高齢者の有病率も今後さらに増えていくことが予想され、認知機能低下にむけた財産管理を事前に行なうことがますます重要視されています。

もし自分が認知症になってしまったら…と万が一があった場合に財産の管理をどうすればいいのか不安をお持ちの方も多いのではないでしょうか。そこで近年、注目度が増しているのが「家族信託」なのです。

認知症患者の保有する金融資産額(推計と将来試算)



知らないと怖い！認知症になるとできなくなること

- ✓ 銀行預金が引き出せなくなる
- ✓ 保険の契約・解約ができない
- ✓ 相続対策が打ち切りになってしまう
- ✓ 株や投資信託などの金融商品の売買ができなくなる
- ✓ 不動産の管理・売却・賃貸ができなくなる

▶ 資産が凍結されてしまう

認知症になると本人の意思かどうかの判断が困難なため、金融機関では口座に制限をかける対応を取ります。そのため、銀行預金が引き出せない、保有している株式・投資信託が売却できることから、生活費がまかなえず家族に負担をかけてしまう可能性があります。他にも老人ホームへ入るために家を売却したいのにできないといった問題があります。また認知機能低下により様々な契約ごとができなくなり、贈与や遺言が無効になってしまう懸念もあります。

CHECK

認知症による
資産凍結リスクに備えて

今のうちから家族信託を
選択肢に考えてみませんか？



家族信託とは？

家族信託とは、資産管理・承継が円滑になされること等を目的として、お客様の資産の一部を「信託財産」としてご家族に託す仕組みです。つまり、自分の財産を家族に信じて託す制度です。

認知症等によりお客様ご本人の意思能力が低下した場合でも、家族信託を使って事前に準備をしておくことにより、ご家族が資産管理・処分を継続することができます。



家族信託を行うとできること

- 認知症になった後でも、ご家族によって財産管理が可能になる
- ご自身の意思を予め反映させた財産管理が可能になる
- 受託者を事前に決めることで、相続トラブル対策に繋がる
- 法人の事業継承対策になる
- 遺言書や贈与では難しい、ご自身の意思を反映させた二次相続対策ができる



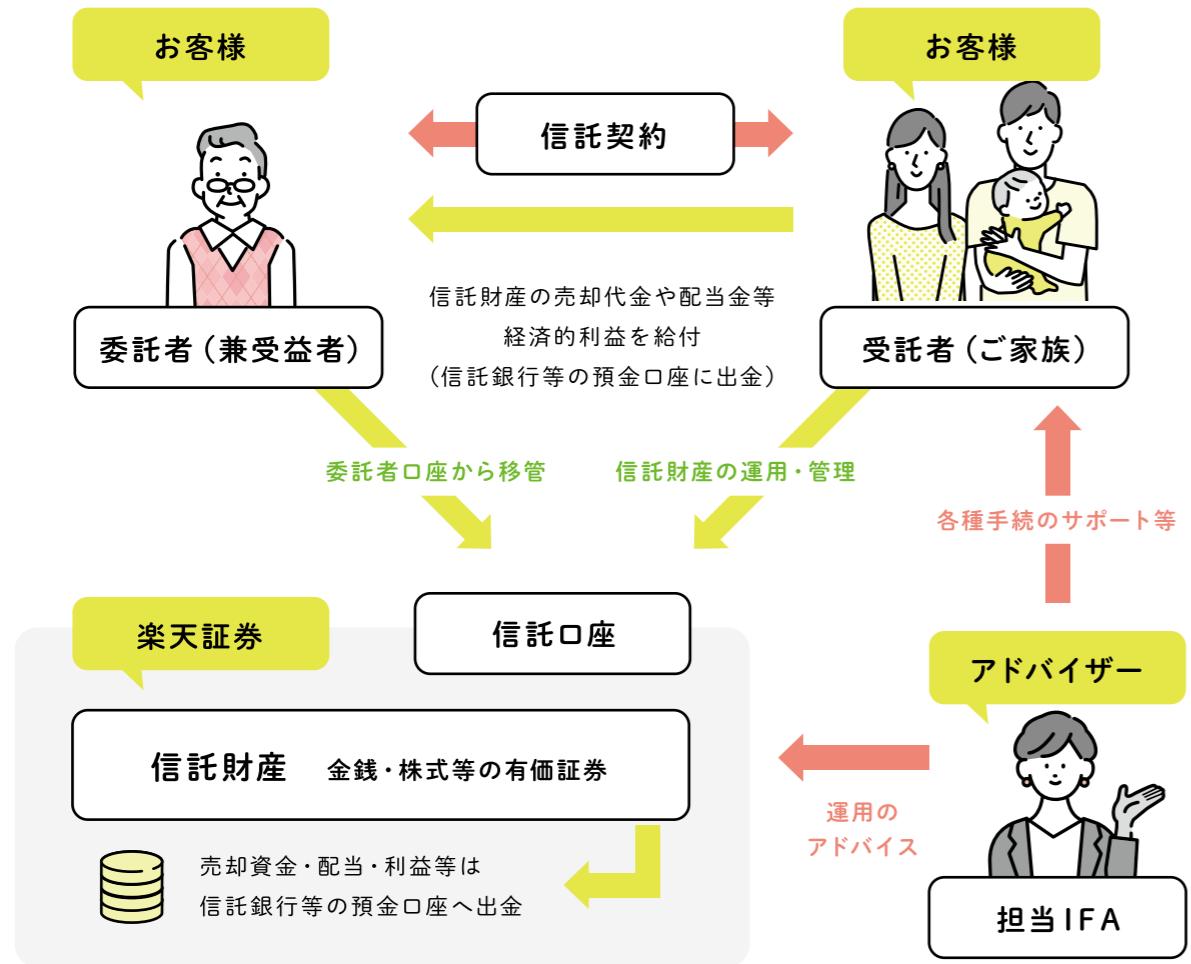
成年後見制度と家族信託の比較

家族信託と同じく、認知症対策・相続対策として利用できる制度に成年後見制度がありますが、制度内容は様々な点で異なってあります。

	法定後見制度	任意後見制度	家族信託
財産管理をする人	法定後見人（家庭裁判所が選任）	任意後見人（本人が選任）	受託者（本人が選任）
目的	判断能力が不十分な方を支援する制度	判断能力があるうちに将来の能力低下に備えて、本人の希望に沿った内容で支援を依頼する制度	「認知症への備え」「生前からの財産の承継」
契約の存続期間	後見開始の審判から本人の死亡まで	任意後見監督人選任の審判から本人または任意後見人の死亡まで	始期も終期も自由に設定できる（当家族信託では本人の死亡まで）
権限	・財産管理 ・身上監護権 ・同意権・取消権あり	・財産管理 ・身上監護権 ・同意権・取消権なし	・信託財産の管理・処分（あくまでも信託財産の範囲内のみ） ・身上監護権なし ・同意権・取消権なし
資産の積極的運用・処分の可否	合理的な理由のない換価処分、生前贈与等は原則できない	合理的な理由のない換価処分、生前贈与等は原則できない	信託の目的に定めた範囲内の行為であれば可能
不動産処分の可否（賃貸・売却・建替等）	居住用財産の処分には家庭裁判所の許可が必要	家庭裁判所および任意後見監督人の同意は不要。合理的な理由のない処分行為は、任意後見監督人への報告の際に問題になるおそれがある	信託の目的に定めておけば、不動産の賃貸、売却、建替、買換、アパートの建設等もできる
監督機関	家庭裁判所または後見監督人報告義務あり	任意後見監督人報告義務あり	必須の監督機関はない 任意で信託監督人などを置くことができる
費用	家庭裁判所が決定する。家族以外の第三者が（弁護士・司法書士など）が法定後見人になった場合には、月額2～6万円の報酬が必要。後見開始から、本人の死亡まで継続的に報酬が発生する。	任意後見人への報酬は、契約で自由に設定できる。ただし、任意後見監督人への報酬は発生する。	自由に設定できる。 ただし、導入費用として、公正証書の作成費、登記にかかる不動産登録免許税、専門家への報酬などが必要。

- 家族信託の財産管理者は、信託契約の当事者の合意によって、自由に定めることができます。一方で、成年後見制度では家庭裁判所の審判によって選任されます。
- 家族信託は、成年後見制度（法定後見、任意後見）に比べて柔軟な財産管理が実現可能です。
- 成年後見制度では判断機能が衰えてからの開始ですが、家族信託は、契約自由の原則より基本的に信託契約によって設定できます。

02. 楽天証券の家族信託



楽天証券の家族信託サービスは、委託者と受託者間の信託契約に基づき、委託者が保有する株や投資信託などの信託財産を信託口座にて受け入れ、受託者の判断のもと、管理・運用・処分を可能にします。

また、お客様のニーズやライフプランに沿った人生設計を実現するために、お客様の大切な資産に、お金のアドバイザーであるIFAが寄り添って適切なアドバイスを行います。IFAとは、公正中立な立場からお客様に資産運用のアドバイスを行う金融のプロフェッショナルです。お客様の大切な資産を守り、育てるために、パートナーとしてお手伝いいたします。

信託口座で受入可能な金融商品等

楽天証券の信託口座で受入可能な金融商品等及び各商品のお取引の可否は、以下のとおりです。

○: 可 △: 担当IFAを通じて発注可 ×: 不可

商品区分 / お取引可否	受け入れ(入庫)	買付	売却	出金(出庫)
国内株式(現物)	○	×	○	×
国内株式(信用)	×	×	×	×
外国株式	○	×	○	×
国内外債券	○	△*	○	×
投資信託	○	△	○	×
レバレッジ型投資信託・その他複雑な仕組みを有する投資信託	○	×	○	×
外資MMF	×	△	○	×
ラップ(投資一任契約)	×	△	○	×
預り金(外資含む)	×	—	—	△ 信託銀行等の預金口座へ出金

*債券の種類・格付け等により取扱が異なります。お取引の前にご確認ください。

信託口座開設基準

原則として、当社所定の契約様式に基づいた、以下に掲げる要件を満たす信託契約のみ、信託口座の開設が可能です。

信託契約の内容について	当社所定の契約様式に基づき、事前に受け入れ可と判断され、公正証書化されていること 委託者と受益者が同一（自益信託）であること 受託者（後継受託者を含む）が委託者の原則2親等以内の親族であること 委託者及び受託者（後継受託者を含む）がいずれも1名であること 委託者の死亡により信託が終了するものであること 合意により信託契約を終了する場合は、委託者及び受託者双方の合意が必要なものであること その他、当社の事務管理において支障となる契約条項が規定されていないこと 国内居住の個人（お申込み時点で成人である又は成年被後見人である場合を除きます）であること 当社の証券総合口座（IFAコース）を開設済みであること 「証券信託口座約款」その他約款等の内容を理解し、承諾していること
委託者となるお客様 受託者となるお客様について	

お客様の声



53歳女性
受託者

だんだんと自分では色々と判断することが難しくなってきた母に変わり、自分（娘）が資産の管理や運用ができる仕組みがあって良かったです。何かしなければと思っていたことが進められ肩の荷がありました。



88歳女性
委託者

足腰も弱くなってきて今後遠方の金融機関に出向けなくなることが心配でしたがこれで安心です。



54歳女性
受託者

ずっと心配してたことがこんなにスムーズに完了するとは思いませんでした。もっと時間がかかるかと…



86歳女性
委託者

親から引き継いだ資産。認知症になっても確りと運用を続けたい。



60歳女性
受託者

長年資産を守り運用を続けてきた母の思いに応えたい。そのための協力は惜しまない。



51歳男性
受託者

最近ものわすれが多い母。母が持っている債券を信託できたので、もし認知症が進んでも、そのお金で介護ができるようになるので、金銭的な不安がなくなりました。



78歳女性
委託者

自分で管理しきれないほどの資産があるなかで、自分自身の能力も落ちてきて不安しかなかった。信託で息子に託すことができるようになりましたので、安心できました。



44歳女性
受託者

気がつくと新しい金融商品を買っている母。聞けば出入りの銀行員さんからお勧めされたから買ったと言う。内容はほぼ理解していない。これはまずいと思い信託財産に移して母と私が納得した商品選びができるようになりました。



こんな方におすすめ！

1

認知症対策として自分の生活費や介護費の管理を家族に任せたい

2

認知症対策として保有する不動産の管理を家族に託したい

3

犯罪被害の対策として詐欺などにあわないよう両親の財産を管理しておきたい方

4

事業承継対策として、自身の事業を家族に継承させたい方



● 家族信託で気を付けること

家族信託は全てをカバーできるものではありません。ご家族の財産を管理することは可能でも、ご家族の生活にかかる法律行為を代わって行うことはできません。成年後見制度と比較しつつ、ご検討ください。

03.お手続きの流れ

信託口座をご利用いただくには、大きく2つのステップがあります。まず信託契約を作成などの事前準備と、信託口座開設手続きの2つです。信託契約書に関しては、公正証書化したものをお準備いただきますが、事前に楽天証券のチェックが必要です。必要書面提出後はおおむね2週間程度で開設となります。



開設手続き

- 1 委託者・受託者の証券総合口座が開設済みの確認。

- 2 必要書類を楽天証券へ郵送

必要書類

1. 信託契約書(公正証書化されたものの写し)
2. 出金先登録金融機関の通帳コピーなど(信託名義の預金口座が開設済みであることのエビデンス)
3. 信託口座開設申込書(原本)
4. 同意書(原本)
5. 有価証券振替依頼書(原本)(必要であれば)
6. 本人確認書類(委託者・受託者)それぞれ1点
7. マイナンバー(委託者・受託者保有の証券総合口座にて未登録の場合)

- 3 信託口座開設完了後、信託財産に指定する有価証券の振替を実施。金銭の入金は信託口銀行預金口座から振込を、他社保有信託財産は移管手続きを実施。

- 4 信託口座内の取引開始。取引規定に則り、信託口座については買付・出金の制限を実施。

04. サービス概要

① 商品名	家族信託
② ご利用いただける方	個人のお客様
③ 信託の仕組み	信託法に基づき信託口の口座及び信託財産は楽天証券にて分別管理
④ 信託期間	特段の定めはありません。ただし委託者がお亡くなりになった場合、またはその他特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
⑤ 信託財産の制限	楽天証券に信託する財産は、信託口座開設時点での信託する金融資産に占める割合の原則50%以内を目安とします。
⑥ 運用規定	<ul style="list-style-type: none">● 楽天証券が定める取引の制限がございます。詳しくはP8「信託口座で受入可能な金融商品等」をご確認ください。● 信託口座名義は「信託 受託者名」となり、取引の主体者は受託者となります。委託者の取引の権限はありません。● 信託口座においては口座開設と同時に常時取引ロック機能を実装するものとします。
⑦ お客様に ご負担いただく費用	信託口座開設にあたり当社にお支払いいただく費用はありません。別途公正役場等で費用が発生します。 取引においては該当の取引手数料がかかります。
⑧ ご利用にあたっての 留意事項	<ul style="list-style-type: none">● 楽天証券は、信託契約の作成や信託事務の引き受けを行いません。● 信託契約の内容を事前に確認させていただきます。● 信託口座を開設できるかどうかは事前確認後の判断となり、信託契約の内容によってはご利用いただけない場合がございます。事前確認にあたっては、信託契約の文案の写しをご提出いただきます。

05. よくある質問

- Q.1 委託者がすでに認知症を発症している場合、利用はですか。
- A.1 利用できません。
- Q.2 相続人全員の同意は必須ですか。
- A.2 必須です。
- Q.3 監督人の設置は必須ですか。
- A.3 いいえ、任意です。
- Q.4 法定相続人が一人しかいない場合、信託口座の開設・利用は可能ですか。
- A.4 可能です。ただし、必ず2親等以内の第2受託者の指定をお願い致します。
- Q.5 楽天証券のネット口座を持っているが、IFAコースに変更せずに利用できますか。
- A.5 できません。委託者、受託者ともにIFA口座の開設が必要です。
- Q.6 第2受託者は必須ですか。
- A.6 はい、しかし受託者以外に2親等以内の親族がいない場合、その限りではありません。
- Q.7 家族信託口座の開設の費用について教えてください。
- A.7 公証証書作成諸費用が発生します、口座開設費用はかかりません。
- Q.8 信託契約書作成から口座開設までどれくらいの時間がかかりますか。
- A.8 概ね2週間程度かかります。
- Q.9 信託口座では特定口座、NISA口座の利用はできますか。
- A.9 一般口座のみです。
- Q.10 信託口座ではポイントは付与されますか。また楽天ポイントの付与、またそのポイントでの買付はできますか。
- A.10 楽天ポイント・楽天証券ポイントともに付与されません。またポイント買付もできません。
- Q.11 インターネットコースに変更できますか。
- A.11 委託者、受託者、信託口座いずれもインターネットコースに変更は不可です。
- Q.12 他の証券会社の家族信託口座から楽天証券の家族信託口座へ移管は可能ですか。
- A.12 移管できません。
- Q.13 帰属権利者は受託者100%などの指定は出来ますか？
- A.13 指定は可能です。ただし遺留分の侵害などにご注意の上、推定相続人様との間で確認をお願い致します。